

確定申告相談会のご案内

公的年金などを受給されている方や、所得税の還付を受けたい方を対象に、確定申告書の作成・申告相談会を開催します。

2月16日からの申告期間中は、税務署や税務課窓口はたいへん混雑しますので、ぜひこの機会をご利用ください。

◆大方地域

日時 1月26日(月)・27日(火)

午前9時30分～11時

午後1時30分～4時

場所 保健福祉センター(本庁前)

2階 大ホール

◆佐賀地域

日時 2月5日(木)

午前9時～11時30分

午後1時～4時

場所 佐賀支所1階町民室

◆持ってくるもの

① 昨年の相談会で申告をした方は申告時にお渡しした「重要書類在中」の封筒

② 公的年金などの源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)

③ 生命保険料、地震保険料の控除

証明書

④ 国民年金・国民年金基金の控除証明書

⑤ 黒潮町以外の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払いがある方はその額の分かる書類(黒潮町の分は不要です。)

⑥ 医療費控除の申告をされる方は、平成26年中に支払った医療費の領収書(事前に集計をしておいてください。)

⑦ 印鑑、筆記用具、計算用具、還付金振込口座の通帳など

なお、「分離課税所得」などがある場合は、税務署での確定申告をお勧めします。

また、確定申告は、国税電子申告・納税システム(通称イータックス)による提出もできますので、積極的にご利用ください。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

※公的年金などを受給されている方で確定申告が不要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

○ お問い合わせ
本庁 税務課

☎ 43-2816 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113 (課直通)

税率改正についてお知らせ

① 法人町民税の法人税割

平成26年10月1日以後に開始している事業年度から適用されます。

変更前13% → 変更後10.4%

② 原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊

平成27年4月1日から左記の税率(年税額)に変更になります。

②平成27年4月1日から適用するもの			
種別		税率(年税額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	二輪 ~50cc	1,000円	2,000円
	二輪 ~90cc	1,200円	2,000円
	二輪 ~125cc	1,600円	2,400円
	三輪 ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪 ~250cc	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕車	1,600円	1,600円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車250cc~		4,000円	6,000円

③ 軽自動車(四輪・三輪)

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。それまでに新規検査を受けたものは、従来の税率(年税額)が適用されます。詳しくは次のページでご確認ください。

③新規検査の年月によって税率が変わるもの					
種別			税率(年税額)		※重課税率適用後
			変更前(~H27.3.31)	変更後(H27.4.1~)	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪 ~660cc		3,100円	3,900円	4,600円	

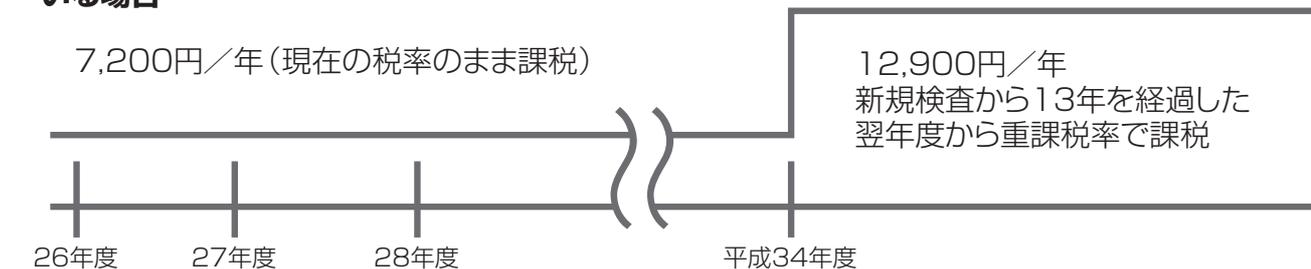
※重課税率とは、グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から最初の新規検査年月から13年を経過した車両について、その翌年度から適用されます。重課税率適用初年度は、平成28年度で、平成14年以前の新規検査年月のものが対象となります。

軽自動車税（四輪・三輪）の税率改正について

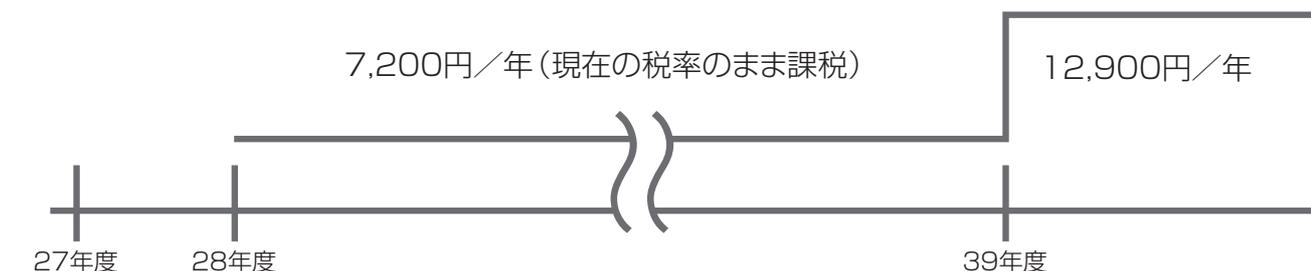
- 平成27年4月1日現在、平成14年中に新車として購入した軽自動車（乗用・自家用）を所有している場合



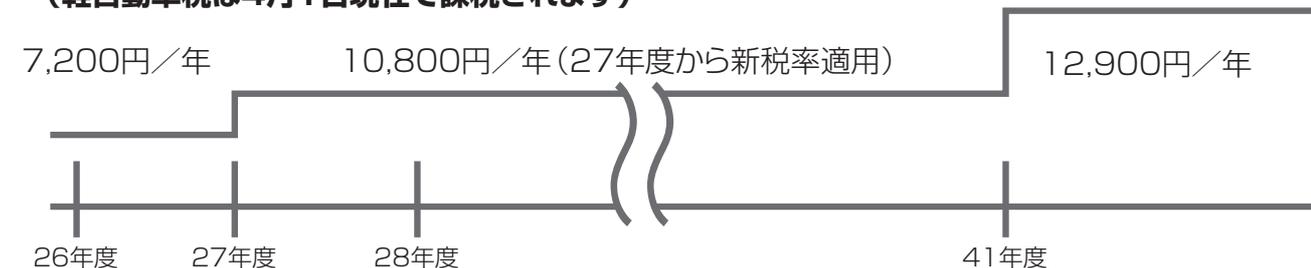
- 平成27年4月1日現在、平成20年度中に新車として購入した軽自動車（乗用・自家用）を所有している場合



- 平成27年4月2日に平成25年度新規検査年月の中古車（乗用・自家用）を購入した場合



- 平成27年4月1日に新車の軽自動車（乗用・自家用）に買い換えた場合（軽自動車税は4月1日現在で課税されます）



- 平成27年4月2日に新車の軽自動車（乗用・自家用）に買い換えた場合

